

## ○ライフサイエンスデータベース統合推進事業の実施に関する規則

(平成 22 年 9 月 22 日平成 22 年規則第 127 号)

**改正** 平成 23 年 3 月 28 日平成 23 年規則第 74 号 平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 106 号  
平成 25 年 10 月 31 日平成 25 年規則第 135 号 平成 26 年 3 月 24 日平成 26 年規則第 97 号  
平成 26 年 7 月 4 日平成 26 年規則第 137 号 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 151 号  
平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 100 号 平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 66 号  
平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 66 号

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 15 条)

第 2 章 バイオサイエンスデータベースセンター運営委員会(第 16 条―第 24 条)

第 3 章 事業の評価

第 1 節 通則(第 25 条―第 29 条)

第 2 節 事前評価(第 30 条)

第 3 節 特定課題調査(第 31 条・第 32 条)

第 4 節 中間評価(第 33 条)

第 5 節 事後評価(第 34 条)

第 6 節 追跡評価(第 35 条)

第 4 章 研究アドバイザー(第 36 条―第 41 条)

第 5 章 客員研究員(第 42 条―第 46 条)

第 6 章 バイオサイエンスデータベースセンターヒトデータ審査委員会(第 47 条―第 50 条)

第 7 章 雑則(第 51 条・第 52 条)

附則

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が行うライフサイエンスデータベース統合推進事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第 2 条 事業は、我が国におけるライフサイエンス研究成果の広範な共有と活用を促す統合的な情報基盤を整備することにより、効果的・効率的な研究開発環境を実現し、我が国のライフイノベーションの推進に資することを目的とする。

(事業の内容)

第 3 条 機構は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 我が国のライフサイエンスデータベース整備戦略の立案に関すること。
- (2) ライフサイエンスデータベース統合のための研究開発に関すること。
- (3) データベース統合化に資する基盤的技術の研究開発に関すること。
- (4) データベース統合化の推進に関すること。

(5) その他事業の推進に必要な事項に関すること。

(運営委員会の設置)

第4条 機構は、事業の実施に関し必要な事項を円滑に進めるため、組織規程(平成15年規程第2号)第6条の規定に基づき、バイオサイエンスデータベースセンター運営委員会を設置する。

(研究開発の推進方法)

第5条 機構は、第3条第2号に関する研究開発に関し、データベースの分野別の統合化又は目的別の統合化、並びに散在しているデータベースの統合化を実現する統合化推進プログラム(以下「プログラム」という。)を設定する。

2 機構は、前項のほか、第3条(第2号を除く。)に関する研究開発に関し、研究開発業務の効率的な推進のために、機構と大学、研究機関等との共同研究契約等を締結して研究開発を推進することができる。

(研究総括の設置)

第6条 機構は、プログラムを円滑かつ効率的に推進するため、研究総括を置く。

2 研究総括の任務等については別に定める。

(研究開発課題の選定)

第7条 機構は、プログラムにおいて、大学・民間・独立行政法人等の研究機関等からの提案を広く募集し、応募された研究開発課題(以下「課題」という。)の中から第36条の規定に定める研究アドバイザー及び必要に応じて機構が選任する専門家等の協力を得て研究総括が作成した採択課題候補案を踏まえて、当該プログラムの設定趣旨に合致した課題を選定する。

2 研究総括は、プログラムの設定趣旨に基づき、研究開発方針等を公募時に明らかにする。

(研究開発の実施)

第8条 機構は、前条に基づき選定された課題について、担当する研究代表者の所属機関等と委託研究契約を締結して研究開発を実施する。

(研究開発実施期間)

第9条 研究開発実施期間は、5年以内とする。ただし、評価により期間を延長または短縮する場合がある。

(研究評価の実施)

第10条 機構は課題の事前、中間、事後及び追跡評価を行う。実施の方法等については、第3章の定めるところによる。

(研究開発実施場所)

第11条 研究実施場所は、効果的、効率的に研究が推進できるよう適切に設定する。

(研究開発により生じた知的財産権の取扱い)

第12条 研究開発により生じた発明等に関する知的財産権は、原則として発明者が所属する機関の所有とする。

2 知的財産権の共用方法を定める必要がある場合は、研究開発課題ごとに定める。

(研究開発実施状況等の報告)

第13条 機構は、定期的に研究総括より研究の進捗状況等に関する報告を求める。

2 研究代表者の所属機関等は、研究開発実施期間が終了したときは、研究開発の成果報告書を機構に提出するものとする。

(研究開発成果の普及)

第14条 研究成果については公表し、広く利用されるよう普及に努める。

(取得物品の取扱い)

第15条 機構の費用負担により取得した取得価額が50万円以上の物品等の所有権は、原則として機構に帰属する。

2 機構は、前項に定める物品等を研究開発終了後、研究開発実施機関に貸与又は譲渡することができる。

3 機構が次の各号に掲げる機関に研究委託する場合は、第1項の規定にかかわらず、受託者に物品等の所有権を帰属させることを認めることができるものとする。この場合において、契約書に取得物品の帰属に係る条項を明記するものとする。

(1) 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人

(2) 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関

(3) 機構が特に必要と認める機関

## 第2章 バイオサイエンスデータベースセンター運営委員会

(任務)

第16条 第4条に定めるバイオサイエンスデータベースセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、ライフサイエンスデータベース統合推進事業に関し、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 我が国のライフサイエンスデータベース整備戦略の立案に関すること。

(2) ライフサイエンスデータベース統合のための研究開発に関すること。

(3) データベース統合化に資する基盤的技術の研究開発に関すること。

(4) データベース統合化の推進に関すること。

(5) その他事業の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第17条 運営委員会は、委員長及び委員15名以内で構成する。

2 委員長及び委員は、外部の学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 委員長は、第20条第5項に定める分科会主査及び、必要に応じて委員以外の外部の者を運営委員会に出席させ、報告又は意見を述べさせることができる。

(任期)

第18条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第19条 委員長は運営委員会を主宰し、運営委員会を招集する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(分科会)

第20条 運営委員会の審議を円滑に進めるため、必要に応じて運営委員会に分科会を置くことができる。

2 分科会の設置及び廃止は、委員長が運営委員会に諮って定める。

- 3 分科会は、委員長が指名する委員及び理事長が委嘱する委員以外の外部の学識経験者(以下「分科会委員」という。)をもって構成する。
- 4 委員でない分科会委員の任期は、1年又は分科会を廃止する日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 分科会に主査を置き、委員長又は委員長の指名する分科会委員がこれにあたる。
- 6 主査は、必要に応じて分科会委員以外の者を分科会に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 7 主査は、分科会を主宰し、分科会を招集するとともに、その調査審議結果を運営委員会に報告する。

(謝金等)

第21条 委員長及び委員、分科会委員、招聘した外部の者には、別に定めるところにより謝金及び旅費を支給することができる。

(秘密保持義務)

第22条 委員及び分科会委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(設置期間)

第23条 運営委員会の設置期間は、理事長が別に定める日までとする。

(その他)

第24条 この規則に定める事項のほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 第3章 事業の評価

#### 第1節 通則

(評価方法等)

第25条 第10条に定めるプログラムの課題評価の方法等は、事業に係る評価実施に関する規則(平成15年達第44号)に定めるもののほか、この規則の定めによる。

(評価の実施時期)

第26条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価は課題の選定前に実施する。
- (2) 中間評価は、研究開発予定期間が5年である研究について、研究開始後、3年を目安として実施する。ただし、研究開発終了前に事後評価の実施が予定される研究開発課題については、課題の性格、内容、規模等に応じて、研究開発計画等の重要な変更の必要がない場合には、研究総括が毎年度の実績報告等により適切に進行管理を行い、中間評価の実施は必ずしも要しない。なお、5年未満の研究についても、研究総括の方針に基づき中間評価を実施することができる。
- (3) 事後評価は、研究開発終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施する。
- (4) 追跡評価の実施時期については、別に定める。

(評価における利害関係者の排除)

第27条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにするものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被評価者と親族関係にある者
- (2) 被評価者と大学・国研等の研究機関において同一の学科・研究室等又は同一の企業に所属している者
- (3) 緊密な共同研究を行う者  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- (5) 被評価者の課題と直接的な競争関係にある者
- (6) その他機構が利害関係者と判断した場合  
(被評価者への周知)

第28条 バイオサイエンスデータベースセンター企画運営室は、評価の目的及び評価方法(評価時期、評価項目、評価基準及び評価手続き)を被評価者に予め周知するものとする。  
(評価方法の改善等)

第29条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は評価方法の改善等に役立てるものとする。

#### 第2節 事前評価

(目的等)

第30条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事前評価の目的  
課題及び研究代表者の選定に資することを目的とする。
- (2) 課題の評価項目及び基準
  - ア プログラムとの整合性  
プログラムの目標に対して適当な内容であること。
  - イ 目標・計画の妥当性  
目標設定・計画が具体的かつ明確であり、かつ実現性が高いこと。実装化に向けた具体的な計画を有し、その実現の可能性が高いこと。
  - ウ 実施体制の妥当性  
研究代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されていること。
  - エ その他、事前評価の目的を達成するために必要なこと
- (3) 評価者  
研究総括が研究アドバイザー及び必要に応じて機構が選任する専門家等の協力を得て行う。
- (4) 評価の手続き
  - ア 応募された研究開発提案について、評価者が、評価項目の各々に関して書類選考により絞り込みを行った後、面接を行い、課題及び研究代表者を選考する。

イ 機構は、評価実施後、被評価者からの求めに応じ、選考の結果については、理由を付して通知する。評価結果の問い合わせに対しては、バイオサイエンスデータベースセンター企画運営室が研究総括と連携して対応する。

### 第3節 特定課題調査

(特定課題調査の実施方法等)

第31条 特定課題調査は、応募された研究開発提案のうち、書類又は面接による選考において優れた評価を得たものについて、採択の事前評価を的確に行うため、次の各号のいずれかに該当するときに実施することができる。

- (1) 対象とするデータの範囲、データを有する機関や学会等との協力関係または研究開発手法の妥当性を研究開発課題に補完することにより、評価を的確に行うことが期待される時。
- (2) 研究開発の範囲、実施規模、実施期間等を的確に評価することが期待される時。
- (3) 国内外の研究開発動向を調査することにより、研究開発課題の評価を的確に行うことができると期待される時。
- (4) 実施時の法令適合性等を的確に評価することが期待される時。
- (5) その他本条の目的を達成するために特に必要と認められる時。

(調査課題の扱い)

第32条 特定課題調査を実施した研究開発提案が、次年度以降のプログラムに応募された場合、機構は、優先的な扱いをすることなく当該年度の事前評価に付すこととする。

### 第4節 中間評価

第33条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 中間評価の目的

研究の進捗状況及び実施状況を把握し、これに基づき適切な資源配分及び研究計画の見直しを行う等により、課題の目的達成に向けたより効果的な研究推進に資することを目的とする。

#### (2) 評価項目及び基準

ア 課題の目的達成に向けた研究開発の進捗状況及び今後の見込

イ 課題の目的達成に向けた研究開発実施体制及び研究開発費執行状況

なお、上記ア及びイの具体的基準については、中間評価の目的を踏まえ、評価者がバイオサイエンスデータベースセンター企画運営室と調整の上決定する。

#### (3) 評価者

研究総括が研究アドバイザー及び必要に応じて機構が選任する専門家等の協力を得て行う。

#### (4) 評価の手続き

ア 評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換及び研究実施場所での調査等により評価を行う。

イ 評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

### 第5節 事後評価

(目的等)

第34条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究開発の実施状況、研究開発成果等を明らかにし、今後の研究開発成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 課題の評価項目及び基準

ア プログラム目標の達成度

イ 統合データベースへの統合化の状況

ウ その他事後評価の目的を達成するために必要なこと。

なお、評価項目ア及びイに関する基準の具体的内容並びにウについては、研究総括がバイオサイエンスデータベースセンター企画運営室と調整の上、決定する。

(3) 評価者

研究総括が研究アドバイザー及び必要に応じて機構が選任する専門家等の協力を得て行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発実施期間終了後、評価者が、成果報告書に基づき、被評価者からの報告、被評価者との意見交換等により評価を行う。

イ 評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第6節 追跡評価

(目的等)

第35条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究開発実施期間終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究開発成果の発展状況や活用状況等を明らかにし、事業の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 基盤技術開発プログラムにおける課題

(ア) 研究開発成果の発展状況や活用状況(特に、統合データベースへの貢献)

(イ) 研究開発成果から生み出された科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果

(ウ) その他、前号に定める目的を達成するために必要なこと。

なお、(ア)及び(イ)に関する具体的基準並びに(ウ)については、次号において定める評価者が決定する。

イ 統合化推進プログラムにおける課題

(ア) 研究開発成果の発展状況や活用状況(特に、統合データベースへの貢献)

(イ) 研究開発成果から生み出された科学技術的、社会的及び経済的な効果・効用及び波及効果

(ウ) その他、前号に定める目的を達成するために必要なこと。

なお、(ア)及び(イ)に関する具体的基準並びに(ウ)については、次号において定める評価者が決定する。

(3) 評価者

機構が選任する専門家等が行う。

(4) 評価の手続き

ア 研究開発実施期間終了後一定期間を経た後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行う。

イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。

ウ 評価は、研究プログラムとしての評価の意義も有することを踏まえて行う。

第4章 研究アドバイザー

(目的及び設置)

第36条 事業を実施するにあたり、研究総括の求めに応じて意見を述べるため、研究総括の下に研究アドバイザーを置く。

(任務)

第37条 研究アドバイザーの任務は、次のとおりとする。

(1) 課題の評価において意見を述べること。

(2) その他研究総括の求めに応じて意見を述べること。

(委嘱)

第38条 研究アドバイザーは、外部の有識者のうちから、研究総括の要請に基づき理事長が委嘱する。

(任期)

第39条 研究アドバイザーの任期は、原則として3年とする。ただし、任期が4事業年度にわたる場合は最終事業年度の末日までの任期とすることができると共に、再任を妨げないものとする。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱することができる。また、研究アドバイザーが任務を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

(秘密保持義務)

第40条 研究アドバイザーは、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第41条 研究アドバイザーに対する謝金及び旅費等の支給については、別に定める。

第5章 客員研究員

(目的及び設置)

第42条 事業を実施するにあたり、センター長が指示した研究業務及び専門的業務(以下この章において「研究業務等」という。)を行うため、客員研究員を置くことができる。

(委嘱)

第43条 客員研究員は、外部の有識者のうちから、センター長の要請に基づき理事長が委嘱する。

(任期)

第44条 客員研究員の任期は、原則として1年とする。ただし、任期が2事業年度にわたる場合は最終事業年度の末日までの任期とすることができると共に、再任を妨げないものとする。

2 前項の規定にかかわらず期間を限定して委嘱することができる。また、客員研究員が研究業務等を終了したと認められるときは、委嘱を解くことができる。

(秘密保持義務)

第 45 条 客員研究員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝金等)

第 46 条 客員研究員には謝金は支給しない。旅費等の支給については、別に定める。

## 第 6 章 バイオサイエンスデータベースセンターヒトデータ審査委員会

(目的及び設置)

第 47 条 バイオサイエンスデータベースセンターが、事業の推進のために整備した、ヒトに関するデータ(以下「ヒトデータ」という。)を共有するためのプラットフォームである、ヒトデータに関する NBDC データベース群(バイオサイエンスデータベースセンターと他の機関が締結する協定等に基づき当該他の機関が保有するデータベースを含む。以下「NBDC ヒトデータベース群」という。)のヒトデータの受入れ及び利用に関する審査を実施するため、組織規程第 6 条の規定に基づき、バイオサイエンスデータベースセンターヒトデータ審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(任務)

第 48 条 審査委員会は、事業におけるヒトデータの受入れ及び提供に関し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) ヒトデータの、NBDC ヒトデータベース群への受け入れの審査に関すること。
- (2) NBDC ヒトデータベース群から提供する制限公開データ及びグループ共有データ(特定の研究者間で共有するデータをいう。)の利用申込みの審査及び利用停止の決定に関すること。
- (3) ヒトデータ利用終了時の二次データ保管の審査に関すること。
- (4) その他ヒトデータの公開及び共有に必要なこと。

(運営)

第 49 条 委員長は審査委員会を主宰し、審査委員会を招集する。ただし、委員長が認める場合に限り、審査委員会を書面又は電子メール等により開催することができる。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3 審査における利害関係者の排除並びに審査委員会の定足数及び審査承認の要件については、別に定めるところによる。

(準用)

第 50 条 第 17 条(構成)、第 18 条(任期)、第 20 条(分科会)、第 21 条(謝金等)、第 22 条(秘密保持義務)、第 23 条(設置期間)及び第 24 条(その他)の規定は、審査委員会の運営について準用する。

## 第 7 章 雑則

(事務)

第 51 条 事業にかかる事務は、バイオサイエンスデータベースセンター企画運営室が担当する。

(雑則)

第 52 条 この規則に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日平成 23 年規則第 74 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 106 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 31 日平成 25 年規則第 135 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に選任したバイオサイエンスデータベースセンター運営委員会及びバイオサイエンスデータベースセンターヒトデータ審査委員会の委員、研究総括その他この規則に定めのある者(以下「委員等」とする。)は、改正後の相当規定に基づいて選任されたものとみなす。ただし、任期は、施行日における残存期間と同一の期間とする。
- 3 施行日前にした委員等の審議その他の権限の行使は、当該権限の行使がされた日に、改正後の相当規定に基づいてした権限の行使とみなす。
- 4 施行日前にした契約、手続きその他の行為は、当該行為がされた日に、新規則及び関連例規の相当規定によってした契約、手続きその他の行為とみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日平成 26 年規則第 97 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 4 日平成 26 年規則第 137 号)

この規則は、平成 26 年 7 月 4 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 151 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 100 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 66 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 66 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。